

孫への贈与の活用例

孫への贈与の世代飛ばし効果

財産をお孫さんへ生前贈与したり遺贈したりする事例が増えているそうです。教育資金贈与(最大 1,500 万円)は 1 兆円の実績、他にも住宅取得資金(年内までなら最大 1,500 万円)、結婚・出産・育児資金(最大 1,000 万円)までの一括贈与制度も活用されているそうです。一方、こつこつ 110 万円の基礎控除を利用した暦年贈与も盛んです。何年にもわたって、できるだけ多くのお孫さんに贈与して、かなりの財産を移動されている例もあります。

お孫さんへの生前贈与および遺贈には、相続税の節税効果があります。親→子→孫の二世代の相続税課税から、親→孫へと一世代飛ばしの効果に加えて、相続前 3 年以内の相続財産へ加算されません。孫は、通常は法定相続人ではないからです。

孫養子や孫への遺贈も

資産家の中には、孫を自分の養子にする事例が多くみられます。世代飛ばしの効果に加えて、相続税の基礎控除が 1 人分 600 万円増えて、税額も大幅に下がる効果があるからです。ただし相続税上、法定相続人に養子を加えることができるのは、実子がいる場合は 1 人、いない場合は 2 人までです。

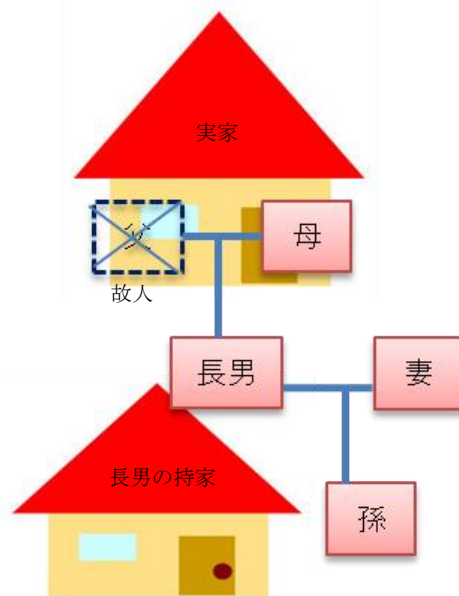
養子縁組しなくても、孫に遺言で遺贈する方法もあります。基礎控除は増えませんが、相続税額は大幅に下がることになります。ただし、法定相続人でない孫が相続すると、相続税は原則 2 割加算とはなります。

小規模宅地の特例も

孫養子や遺贈により「小規模宅地の特例」(8割減特例)という、親の実家土地の評価が最大8割減になる制度を使える場合があります。8割減特例の対象は①配偶者 ②同居していた親族 ③親に①②にあたる法定相続人がいない場合に限り、持ち家のない親族(子や孫など)となります。

高齢の母は、父が亡くなった後、自宅を相続して1人住まい。1人息子の長男は結婚して、自宅をもうすでに持っています。父から母への相続時には、①に該当し居住用の土地については330㎡まで80%減額で相続できましたが、唯一の法定相続人の長男へは、この特例は使えません。しかし、来年大学を卒業して就職する予定の孫だったらどうでしょう？

長男、つまり別居している子で持ち家があれば、①②③のどれにもあらず原則対象外。このため別居で持ち家のある子が親の実家の土地を相続すると8割減特例を受けられず相続税がはね上がります。しかし別居している子の子、つまり孫にまだ持ち家がない場合に、孫養子または遺贈で相続させれば③に該当し「8割減特例の対象」となります。



贈与・遺贈はバランスも考えて

有り余る資産を保有する資産家で、節税を考える必要のある人は、子・孫間で不公平感が出ないように、相続人間のバランスも考える必要があります。一方、贈与し過ぎて、自分の老後の生活資金も無くなってしまつては、これも本末転倒です。ご自分の資産とライフスタイルのバランスも考えて、ご家族円満になるよう贈与の仕組みを活用しましょう。